

徳島県流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会 規約

（目的・名称）

第1条 徳島県において、多様な主体が連携・協働し、コウノトリ・ツル類を指標とした生態系ネットワークの形成による地域活性化及び経済振興の実現を図るための効果的方策の検討と取組の推進を目的として、「徳島県流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会の協議事項は、以下のとおりとする。

- 一 徳島県におけるコウノトリ・ツル類が舞う魅力的な地域・人づくりに関すること
- 二 徳島県におけるコウノトリ・ツル類の定着に関すること
- 三 徳島県における生態系ネットワーク形成の効果的推進に関すること
- 四 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（組織等）

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

2 委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第4条 協議会に会長を置く。会長は事務局の推薦によってこれを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長に事故がある時は、協議会に属する委員のうちから会長が予め指名した委員がその職務を代行する。

（協議会の招集）

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の1/2以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由で委員が協議会に出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

（専門部会）

第6条 協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、主要課題に関する専門的な検討を行う部会を置くことができる。

- 2 専門部会の名称や検討事項、構成等、部会の運営上必要な事項については、別途定めるものとする。

（地域ワーキング）

第7条 協議会規約の第2条に掲げる事業を具体的に推進するために、地域の課題に関する検討を行うワーキングを置くことができる。

- 2 地域ワーキングは、必要事項について経過及び結果を協議会に報告するとともに、専門部会の支援を受けて実施する。
- 3 地域ワーキングの参加者は開催の都度、該当地域の関係者・関係機関等により定めるものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所、那賀川河川事務所、徳島県に置く。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は原則として公開とする。ただし、生物の保護上または個人情報の保護上、支障がある情報の公開については原則、委員限りとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和3年1月15日から施行する。

別表：徳島県流域コウノトリ・ツルの舞う生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

区分	所属・役職等
学識者	徳島大学理工学部 部長
	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 教授
	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授
	認定 NPO 法人とくしまコウノトリ基金 理事・事務局長
	阿南工業高等専門学校 創造技術工学科 准教授
市町長	徳島市長
	鳴門市長
	阿南市長
	小松島市長
	藍住町長
行政	環境省中国四国地方環境事務所 野生生物課 課長
	徳島県生活環境部 部長
	徳島県農林水産部 部長
	徳島県観光スポーツ文化部 部長
	徳島県県土整備部 部長
	国土交通省 徳島河川国道事務所 事務所長
	国土交通省 那賀川河川事務所 事務所長
団体等 (50 音順)	株式会社阿波銀行 常務取締役
	一般社団法人イーストとくしま観光推進機構 協議会長
	コウノトリ定着推進連絡協議会 会長
	四国電力送配電株式会社 徳島支社 ネットワークサービス部長
	四国放送株式会社 取締役・報道制作局長
	四国旅客鉄道株式会社 徳島企画部 部長
	徳島希少鳥類研究会 代表
	株式会社徳島大正銀行 法人推進部 部長
	一般財団法人徳島県観光協会 理事長
	徳島県農業協同組合中央会 専務理事
	認定 NPO 法人とくしまコウノトリ基金 理事長
	公益財団法人とくしま産業振興機構 理事長
	一般社団法人徳島新聞社 理事 経営戦略局長
	一般財団法人日垂ふるさと振興財団 理事 事務局長
	日本ビオトープ管理士会徳島支部 理事
	日本野鳥の会徳島県支部 支部長
	吉野川交流推進会議 会長